

障害福祉に係る次期計画の策定について

1 趣旨

2026 年度は、障害のある人が地域で安心して暮らせるための総合的な計画である「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」の、計画期間の最終年度に当たることから、新たに次期計画を策定する。

2 計画の章立て等

計画の章立ては、下記とする。
また、第 6 章の一部を「難聴児の早期発見・早期療養を総合的に推進するための計画」として位置づけることとし、国の検討会が取りまとめた「難聴児の早期発見・早期療育の推進のための基本方針」における基本的な取組及び地域の実情に応じた取組について、記載することとしたい。

章立て
第 1 章 計画策定の趣旨
第 2 章 計画の基本的な考え方
第 3 章 現状
第 4 章 展望
第 5 章 各分野における障害者施策の基本的な方向
第 6 章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等
第 7 章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量と確保策等
第 8 章 目標一覧
第 9 章 計画の推進

※ 一部、文言修正あり。

3 計画期間

2027 年度から 2032 年度までの 6 年間。ただし、一体的に策定する障害者計画以外の計画等については、2027 年度から 2029 年度までの 3 年間とする。

4 計画策定のスケジュール(予定)

2026 年	7 月	第 1 回障害者施策審議会(計画骨子素案検討) 第 1 回自立支援協議会(計画骨子素案検討)
	12 月	第 2 回障害者施策審議会(計画素案検討)
2027 年	1 月	パブリック・コメント(計画素案)
	3 月	第 3 回障害者施策審議会(計画案検討) 第 2 回自立支援協議会(計画案検討)
	3 月	計画策定・公表

5 難聴児の早期発見・早期療養を総合的に推進するための計画

(1) 根拠法令等

難聴児の早期発見・早期療育の推進のための基本方針

(2) 計画期間

2027 年度から 2029 年度までの 3 年間

(3) 趣旨

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、難聴児の早期発見・早期療養を総合的に推進するための計画を策定する。

(4) 計画の骨子素案

基本方針において、計画に盛り込むことが考えられる基本的な取組として示されている事項を踏まえ、下記を記載する。その他、本県の実情に応じた取組を記載する。

- 難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保
 - ・ 都道府県における難聴児支援担当部局を明確にする。
 - ・ 関係者の協議の場の提供等による難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。
 - ・ 難聴児とその家族等に対する精密検査機関の紹介や、支援に関する課題を関係者で共有により、支援の充実を図る。
- 新生児聴覚検査の実施状況の把握と関係機関での共有等
 - ・ 新生児聴覚検査から療育等につなげる体制整備のための協議会を設置し、新生児聴覚検査の推進体制を整備する。
 - ・ 新生児聴覚検査から療育等に至るまでの支援を遅滞なく実施するための手引書を作成し、検査の実施状況及び結果等を集約し、関係機関への情報共有等を行う。
 - ・ 難聴と診断された子を持つ家族等への相談支援を実施する。
 - ・ 産科医療機関等の検査実施状況の把握や精度管理等を実施する。
- 特別支援学校のセンター的機能の強化
 - ・ 聴覚特別支援学校等の教員の専門性向上に向けた取組を充実する。
 - ・ 特別支援学校のセンター的機能の強化のため、聴覚特別支援学校の教員等の適切な配置や専門家の活用等を行う。
 - ・ 地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組を行う。